

法上、「欠陥」・「故障」の表記語彙がようやくなくなる

以前に当HPで「障害は、『欠陥』でも、『故障』でもないでしょ！！（「雑学BN」の福祉・教育・医療関係（Ⅲ）P、2005.11.14.：参照）」と問題提起したことがある学校教育法上の表現語彙が、「学校教育法等の一部を改正する法律」が今国会（6／15可決、6／21公布、19年4／1施行）で成立したので、ようやくなくなることになった。

主要な改正点は、現在の盲・聾（ろう）・養護学校の区分をなくして「特別支援学校」となり、「欠陥」・「故障」が「障害」に改正表記され、また、特別支援学校の教員の免許状を改めるとともに、小中学校等において特別支援教育を推進するための規定を法律上に位置づけられた。

自分としては、「特別支援学校の教員の免許状を改める」側面には、以前に当HPで「『特殊教育、専門免許統合』の記事に思う（「雑学BN」のマスコミ等コメント関係（Ⅱ）P、2005.5.16.：参照）」に記載した通り、今もその危惧は拭えない。

一方、周産期医療が発達に伴い脳性マヒ児の出生比率が以前の1000人に2人から最近では2.2人に増え、また、最近の発達障害児やアトピー性疾患児の増加成因の一つとして、先進国一人当たり食品添加物は無意識の内に年間7kg摂取と云われるように、食料品問題（？）等が影響しているのかも…、との憶測も耳にする。

いずれにしてもグローバル的には、人類の豊かさを求めるが故の科学技術の進歩が続く限り、地球規模の環境問題同様に、出生問題においても予期せぬ自然の摂理との間で問題が生じているのかも知れない。

それだけに、益々の科学技術の進歩に伴い増えるかも知れない障害児の教育が、特別支援教育という名の枠内で留まることなく、社会全般の問題として取り組まれることを切に願う。

文部科学省は、今回の法改正に際して、HP上で「今後、特別支援教育を推進するための新たな制度を円滑に進めるため、都道府県の教育委員会といった学校関係者のみならず、保護者を含めた一般の方々に対して、特別支援教育の趣旨・目的について十分にご理解いただけるよう各種の施策の充実に努めてまいります。」とコメントを出しているが、「『特殊教育、専門免許統合』の記事に思う」に触れたように、今回の改正故に、障害児の分離教育が更に進むようなことだけは、何としても避ける施策の充実に努力であって欲しい。

（2006年6月22日 記）